

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件（案）」に対する意見募集の結果について

令和 8 年 6 月  
国 税 庁

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件（案）」について、令和 8 年 4 月 20 日（月）から同年 5 月 20 日（水）まで意見募集を行ったところ、4 件の御意見をお寄せいただきました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する国税庁の考え方を、以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

貴重な御意見をいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見	御意見に対する考え方
<p>長々とした名前を付けているが、つまりマイナンバーカードだろう。</p> <p>任意であるはずのカードを、必須であるかのような手続き方法は、やめて頂きたい。</p> <p>マイナンバーカードを使わなくても、同等の利便性を提供できる様に、既存の手続きを改善すべきではないのか。</p>	<p>御意見につきましては、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
<p>国民主権に基づく構造照合：国税関係手続に係る個人番号利用事務の書類改正案（案件番号：410080028）について</p> <p>私は日本国憲法 前文および第 1 条、97 条、98 条 1 項を根拠に、主権者として本状を提出します。</p> <p>本状は国民主権に基づき行政判断の「構造照合」を行うものです。</p> <p><b>【照合する事項】</b></p> <p>1. 上位規範との整合性</p> <p>当該改正案において、移動端末設備用電子証明書等のデジタル認証を本人確認の正当な手段として規定することは、主権者の識別管理をデジタル基盤へ一</p>	<p>1. 上位規範との整合性、2. 憲法条文との整合性・非矛盾性、4. 政治的統制構造、5. 行政運用・判断プロセスについて</p> <p>本告示案は、国税関係手続において電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合における本人確認の措置を追加するものであり、御懸念のように、個人の識別管理をデジタル基盤へ一元化すること等を定めるものではありません。</p> <p>3. 法体系・制度設計について</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第 3 条第 1 号の 2 に定める機能を有するプログラムは、法令上本人確認に資するものとして位置付けられており、</p>

元化する性質を有しています。

行政のシステム運用において不可避免的に発生し得るプログラム上の誤りやデータの不整合に対し、行政が負うべき最終的な説明責任および原状回復責任の所在を、憲法上の適正手続（第 31 条）の観点から明確にされたい。

## 2. 憲法条文との整合性・非矛盾性

特定のデジタル OS（マイナンバー関連インフラ）の利用を実務上の標準に据える設計が、憲法第 13 条が保障する個人の尊重および自律的な幸福追求権に対し、事実上の制約として機能していないか。デジタル ID の利用を選択しない主権者が、納税義務の遂行において不当に過重な事務負担を課されないことを担保する論理的根拠を提示されたい。

## 3. 法体系・制度設計

デジタル認証による本人確認を「適当と認める」と判断した行政上の基準を明示されたい。  
また、J-LIS 等の外部機関とのシステム連携によって生じるプライバシー侵害リスクに対し、行政がどのような評価指標を用いて「許容範囲内」と判断したのか、その構造的根拠を整理されたい。

## 4. 政治的統制構造

告示改正という事務的手続きを通じて、主権者の生活基盤を特定の監視・識別 OS に内包させる判断プロセスにおいて、主権者による民主的統制が実効的に機能しているか。  
難解な専門用語を用いた広報が、主権者の判断権（第 1 条）を形式化させていないか見解を明示されたい。

## 5. 行政運用・判断プロセス

行政の管理コスト低減という「行政側の利便性」が、主権者の「追跡を受けない自由」という正当な利益を不当に侵害していないか。  
私的デバイス（移動端末設備）を公的な識別管理の

一定の信頼性が担保されていることのほか利用者の利便性向上の観点を総合的に勘案し、本人確認措置として適当と判断しています。また、外部機関との連携により個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法に基づき、利用目的の限定や安全管理措置等が求められており、これらにより個人情報は適切に取り扱われるものと考えています。

<p>媒介とする手法の妥当性と、その運用による主権者の権利保護体制を説明されたい。</p> <p><b>【確認・記録】</b>  行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。本照合を正式に記録し、構造的説明を提示されたい。</p>	
<p>反対</p>	<p>国民の皆様からの御理解を得られるように努めてまいります。</p>
<p>識別番号利用事務における必要書類の簡素化、および制度の強制・不合理的負担転嫁に対する反対意見</p> <p><b>【意見内容】</b>  国税関係手続において、特定の個人を識別するための番号制度（マイナンバー制度）に関わる書類等の基準を変更する案に対し、手続きの煩雑化および国民への実質的な負担転嫁の観点から意見を提出する。</p> <p>情報弱者や誠実な生活者を置き去りにする「手続きの囲い込み」への抗議：  通信業界における「セット割」や「実質レンタル販売」といった複雑怪奇な囲い込み手法と同様、行政手続においても、特定のカードや番号の利用を事実上強制し、それ以外の選択肢を心理的・物理的に狭めるようなルール作りが目立つ。スマートフォンの活用やデジタル移行を推進する一方で、対面や従来の書類手続きを必要とする高齢者やデジタル弱者に対し、より煩雑な書類提出や確認手順を課すような構造は、社会的な不当差別であり本末転倒である。技術は人間を助け、手間から解放するためにあるべきであり、行政の管理の都合で国民を縛る道具にさせてはならない。</p> <p>インセンティブのすり替えと国側の責任転嫁の是正：  本来、制度の普及や定着が進まないのは、その設計の不透明さや、セキュリティに対する国民の根深い不信感という「国側のインセンティブ設計の失敗」に起因する。それにもかかわらず、手続きの現場に</p>	<p>本告示案は、国税関係手続において電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合における本人確認の措置を追加するものであり、御懸念のような、デジタル管理への移行を迫る内容を定めるものではありません。</p> <p>いただいた御意見につきましては、国税関係手続に関する御意見として承ります。</p>

において、確認書類の厳格化や複雑なルールの追加という形で、そのツケを生活者に押し付ける（ホッピングや単なる手続きの多様性を悪とするような風潮）のは責任転嫁である。

結論：選択の自由と経済的・精神的アクセスの保障：

国民の共有財産や生活必需品を人質に取るような形でデジタル管理への移行を迫るのではなく、いかなる選択（従来の手続き方法を含む）を行っても、公平かつ適正な対価とスピードで行政サービスを受けられる「選ぶ自由」を保障せよ。大企業のビジネスモデルや行政の既得権益、あるいは管理効率の都合を優先するのではなく、1円の重みを知り地道に生きる市民の生活基盤を脅かさない、誠実かつ寛容な行政手続の確立を強く要求する。

（注記）「御意見」欄には、提出された御意見を取りまとめ、整理又は要約の上、掲載しております。